別紙３

審査基準

1　技術評価基準

評価対象	区　分	No.	評価項目	評価内容	配点
提案書（様式第１号「機能要件要求仕様案確認書」(以下「機能要件要求仕様案確認書」という。)及び様式第２号「非機能要件要求仕様案確認書」(以下「非機能要件要求仕様案確認書」という。)を除く。)及びプレゼンテーション（デモンストレーションを含む。）	総則(40 点)	1	導入実績	他市議会への導入実績の数	20
		2	提案の趣旨・目的	議会基本条例第１１条の２の規定及び契約の目的と合致しているか。	20
	基本機能(160 点)	3	閲覧機能	フォルダの構成、検索機能、ブックマーク機能など複数の方法（機能）により、任意の会議資料に、瞬時かつ容易にアクセスできるか。	40
		4	メモ機能	紙資料へのメモ書きと比較し、審議の充実・効率化に有効なものか。	40
		5	同期機能	会議中の資料閲覧や審議に支障を生じさせないよう、瞬時かつ容易に会議中の資料共有ができるか。また、松本市議会における会議運営を踏まえ、当該同期機能は審議の充実・効率化に資するものか。	40
		6	画面分割表示機能	会議中の資料閲覧や審議に支障を生じさせないよう、瞬時かつ容易に画面分割表示により複数の資料を同時に閲覧できるか。また、松本市議会における会議運営を踏まえ、当該同期機能は審議の充実・効率化に資するものか。	40
	課題解決(40 点)	7	生成ＡＩの活用	松本市生成ＡＩ利用ガイドライン（バージョン３．０）と同程度のセキュリティが確保された生成ＡＩを活用した機能等が提案され、かつ、当該提案が議会活動・議員活動に資するものか。	20
		8	クラウドサーバー保存容量逼迫対策	クラウドサーバーについて、機能要件要求水準以上の容量確保や、導入後の容量追加の容易性など、松本市議会の会議資料のデータ増加量を踏まえたクラウドサーバー保存容量逼迫対策が講じられ、又は提案があるか。	20
	その他(160 点)	9	視認性・操作性・運用効率性	システムの視認性、操作性（レスポンス速度を含む。）及び運用効率性を踏まえ、容易に、かつ、ストレスなく操作できるシステムか。	40
		10	運用サポート	システムを支障なく運用できるよう、きめ細やかなサポート体制が提案されているか。	40
		11	セキュリティ対策	想定されるリスクを把握し、具体的なセキュリティ対策が講じられているか。	40
		12	実施体制･ｽｹｼﾞｭｰﾙ	実施体制・スケジュールが明示され、実現可能な業務となっているか。	40
機能要件要求仕様案確認書	機能要件要求仕様案充足率(250 点)	13	機能要件要求仕様案充足率	必須要求事項を全て充足した上で、任意要求事項（区分欄が「任意」とされている要求事項をいう。以下同じ。）の内で充足するものの割合(必須事項を1つでも充足していない場合は0%とする。)	250
非機能要件要求仕様案確認書	非機能要件要求仕様案充足率(250 点)	14	非機能要件要求仕様案充足率	必須要求事項を全て充足した上で、任意要求事項の内で充足するものの割合(必須事項を 1 つでも充足していない場合は 0%とする。)	250
技術評価					合計　９００点

※　「同期機能」とは、機能要件要求仕様案確認書要求番号４９に規定する同期表示に係る機能をいい、「画面分割表示機能」とは、機能要件要求仕様案確認書要求番号３９に規定する画面分割表示に係る機能をいう。

【参考　議会基本条例第１１条の２】

（議会運営における情報通信技術の活用）

第１１条の２　議会は、デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和３年法律第３５号）第２条に規定するデジタル社会をいう。）の形成及び進展の状況を踏まえ、議会の機能強化及び非常時における議会機能の維持に資するため、議会運営において情報通信技術を活用するものとする。

【参考　契約の目的】

松本市議会基本条例（平成２１年条例第３４号）第１１条の２の規定により、議会運営において情報通信技術を活用し、議会の機能強化及び非常時における議会機能の維持を図るため、松本市議会が導入するクラウド型ペーパーレス会議システムを構築し、これを発注者に使用させることを目的とする。

2　価格評価基準

評価対象	区　分	No	評価項目	審査内容	配点
提案見積書	提案見積額	15	提案見積額	提案上限額の範囲内で、優れた提案がなされているか。	100
価格評価					合計１００点

３　採点方法

⑴　技術評価点

ア　評価項目番号１から評価項目番号１２まで

松本市議会ペーパーレス会議システムプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の各委員が、各評価項目を５段階評価（Ａ　配点の１００％、Ｂ　配点の７５％、Ｃ　配点の５０％、Ｄ　配点の２５％、Ｅ　配点の０％）で採点する。各委員における評価項目番号１から評価項目番号１２までの合計点を、全委員において総合計し（当該総合計点に１点に満たない点数が生じたときは、これを切り捨てる。）、当該総合計点をもって、当該提案者の評価項目番号１から評価項目番号１２までの得点とする。

イ　評価項目番号１３及び評価項目番号１４

機能要件要求仕様案確認書及び非機能要件要求仕様案確認書（以下「要求仕様案確認書」という。）のそれぞれについて、次のとおり評価・採点する。

(ｱ)　要求仕様案確認書中「実現性」欄が、「可能」の場合は当該要求事項を充足したものと評価し、「不可能」の場合は当該要求事項を充足しないものと評価する。ただし、プレゼンテーション（質疑に対する答弁を含む。以下同じ。）の内容から、審査委員が「実現性」欄の記載に疑義を持ったときは、当該要求事項を充足するか否かの評価は、当該審査委員の判断によるものとする。「代替」の場合は、「実現性補足説明」欄の記載及びプレゼンテーションの内容により、当該要求事項を充足するか否かを評価する。その上で、次の算式により要求仕様案充足率を算出する。

要求仕様案充足率＝任意要求事項充足数／全任意要求事項数（機能要件の場合は３２、非機能要件の場合は１２）

(ｲ)　上記(ｱ)で算出した要求仕様案充足率及び要求仕様案確認書中充足しない必須要求事項の有無により、各委員が次の５段階で評価・採点し、各委員における評価項目番号１３及び評価項目番号１４の合計点を、全委員において総合計し（当該総合計点に１点に満たない点数が生じたときは、これを切り捨てる。）、当該総合計点をもって、当該提案者の評価項目番号１３及び評価項目番号１４の得点とする。

評価	基　準	得　点
Ａ	要求仕様案充足率が１００％である。	配点の１００％
Ｂ	必須要求事項を全て充足し、かつ、要求仕様案充足率が５０％以上である。	配点の　７５％
Ｃ	必須要求事項を全て充足し、かつ、要求仕様案充足率が２５％以上である。	配点の　５０％
Ｄ	必須要求事項を全て充足し、かつ、要求仕様案充足率が２５％未満である。	配点の　２５％
Ｅ	必須要求事項のいずれかが不充足である。	配点の　　０％

ウ　上記アによる当該提案者の評価項目番号１から評価項目番号１２までの得点と、上記イによる当該提案者の評価項目番号１３及び評価項目番号１４の得点の合計をもって、当該提案者の技術評価点とする。

⑵　価格評価点

価格評価は、他の提案者との相対評価で採点することとし、次の算式により点数（算出した点数に１点に満たない点数が生じたときは、これを切り捨てる。）を付する。

価格評価点＝（最低提案見積額／提案見積価格）×配点（１００点）

⑶　上記⑴による当該提案者の技術評価点と上記⑵による当該提案者の価格評価点の合計をもって、本プロポーザルにおける当該提案者の全得点とする。

４　失格基準

⑴　技術評価点が、評価基準点（技術評価配点合計の６０％とする。）を下回るとき。

⑵　評価項目番号１から６まで及び９から１２までのいずれかの項目のうち、いずれかの委員の評価においてＥ評価を受けたとき。